

排出ガス基準超過について

記者各位

弊所は、ボイラー排出ガスの基準超過について、11月8日に実施された胆振支庁による立入検査に基づく指導に従い、事実関係の調査、原因究明および再発防止策の検討を行い、本日同支庁に報告しましたので、概要を下記のとおりお知らせいたします。併せて、同様の指導を受けました北海道産業保安監督部にも同内容の報告をしております。本件に関しまして、地域の皆様をはじめ、関係機関の方々にご迷惑、ご心配をおかけいたしました。

今後は、再発防止策の徹底をはかり、運転監視・管理体制を強化してまいります。

記

1. 調査結果

(1)窒素酸化物(NOx)排出基準値超過時間

ボイラー	基準値 (ppm)	超過時間(時間)			
		水素化分解装置 火災事故時	ボイラー起動・停止時		
			2006年 2月	2005年 1～12月	2006年 1～12月
1号ボイラー	190	68	1	0	0
2号ボイラー	190	124	1	0	0
5号ボイラー	130	0	8	6	8
延べ時間		192	24		

(昭和46年8月25日公布：環大企5号通達に基づき算出)

(2)硫黄酸化物(SOx)および、ばいじんの基準超過はなし。

(3)排出ガスデータの不正な書き換えはなし。

2. 原因

(1) 火災事故に伴う製油装置緊急停止およびボイラー起動・停止の際の運転調整不足・遅れ、ならびに排ガス脱硝設備を有する5号ボイラーにおいては、起動・停止時に脱硝設備が十分に機能しない期間が生じるため、NOx排出基準の超過が発生しました。

(2) 火災事故発生後の運転管理に忙殺され、NOx排出基準超過の事実を把握できていなかったこと、また環境管理部門でもその事実を把握できていなかったため、NOx低減に必要な措置が速やかにできず、NOx排出基準超過の状態が長時間に亘りました。

3. 再発防止対策

(1) 装置緊急停止時およびボイラー起動・停止時には、速やかに燃焼用空気量の低下、燃料の変更および脱硝設備の運転改善を行いNOx低減を図ることとし、これを要領に明記します。

(2) 連続分析計のアラーム設定値の見直しおよび連絡・報告体制の整備等により管理体制を強化し、万一、排出ガスの基準超過が発生した場合は、速やかに関係官庁へ報告します。

以上